

令和4年3月3日

セブンエー美容株式会社、株式会社ダイシン及び株式会社エイチフォーに対する
景品表示法に基づく措置命令について

消費者庁は、本日、セブンエー美容株式会社（以下「セブンエー美容」といいます。）、株式会社ダイシン（以下「ダイシン」といいます。）及び株式会社エイチフォー（以下「エイチフォー」といいます。）に対し、各社が供給する脱毛施術の役務に係る表示について、消費者庁及び公正取引委員会（公正取引委員会事務総局九州事務所）の調査の結果を踏まえ、それぞれ、景品表示法に違反する行為（同法第5条第2号（有利誤認）に該当）が認められたことから、同法第7条第1項の規定に基づき、措置命令（別添1ないし別添3参照）を行いました。

1 違反行為者の概要

番号	名称 (法人番号) 代表者	所在地	設立年月	資本金 ^注 (万円)
1	セブンエー美容株式会社 (法人番号 9290001038011) 代表取締役 久田 拓儀	福岡市中央区天神二丁目7番6号	平成22年2月	300
2	株式会社ダイシン (法人番号 1290001029587) 代表取締役 久田 拓儀	福岡市中央区天神二丁目7番6号	平成19年6月	900
3	株式会社エイチフォー (法人番号 7011001117593) 代表取締役 久田 章恵	福岡市中央区天神二丁目7番6号	平成29年7月	900

2 措置命令の概要

(1) 対象役務

全身のうち62部位を対象とする脱毛施術に係る役務（以下「本件役務」という。）

(2) 対象表示

ア 表示の概要

(ア) 表示媒体

^注 いずれの会社も令和4年3月現在。

各社の自社ウェブサイト

(イ) 表示期間

a セブンエー美容及びダイシン

別表1「表示日」欄記載の日

b エイチフォー

別表2「表示日」欄記載の日

(ウ) 表示内容

a セブンエー美容及びダイシン (別紙1)

例えば、令和2年3月26日に、「顔・VIO含む全身脱毛62部位が月額1,409円」、「最短3カ月で脱毛完了」等と表示するなど、別表1「表示日」欄記載の日に、同表「表示内容」欄記載のとおり表示することにより、あたかも、本件役務は最短3か月で62部位の脱毛が完了するものであって、3か月で62部位の脱毛が完了した場合の本件役務の対価の総額は4,227円であるかのように表示していた。

b エイチフォー (別紙2)

例えば、令和2年3月26日に、「顔・VIOもできちゃう♪」、「月額1,409円で」、「全身脱毛62部位が最短3ヶ月で脱毛完了」等と表示するなど、別表2「表示日」欄記載の日に、同表「表示内容」欄記載のとおり表示することにより、あたかも、本件役務は最短3か月で62部位の脱毛が完了するものであって、3か月で62部位の脱毛が完了した場合の本件役務の対価の総額は4,227円であるかのように表示していた。

イ 実際

3か月で62部位の脱毛が完了した場合であっても、本件役務の対価の総額は64,790円以上であった。

(3) 命令の概要

ア セブンエー美容及びダイシン

(7) 前記(2)アの表示は、それぞれ、前記(2)イのとおりであって、それぞれ、本件役務の取引条件について、実際のものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認される表示であり、景品表示法に違反するものである旨を一般消費者に周知徹底すること。

(イ) 再発防止策を講じて、これを役員及び従業員に周知徹底すること。

(ウ) 今後、同様の表示を行わないこと。

イ エイチフォー

(7) 前記(2)アの表示は、前記(2)イのとおりであって、本件役務の取引条件について、実際のものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認される表示であり、景品表示法に違反するものである旨を一般消費者に周知徹底すること。

(イ) 再発防止策を講じること。

(ウ) 今後、同様の表示を行わないこと。

【本件に対する問合せ先】

消費者庁表示対策課

電 話 03 (3507) 9239

ホームページ <https://www.caa.go.jp/>

公正取引委員会事務総局九州事務所取引課

電 話 092 (431) 6031

ホームページ https://www.jftc.go.jp/regional_office/kyusyu/

表示日	表示内容
令和2年3月26日	・「顔・V I O含む全身脱毛62部位が月額1,409円」 ・「最短3カ月で脱毛完了」 ・「とにかく<u>安い!</u>」 ・「<u>62部位の全身脱毛1,409円</u>」 ・「恋肌なら3カ月で脱毛完了」 ・「3ヶ月で<u>卒業!</u>」 ・「<u>恋肌は卒業まで最速!!</u>」 (別紙1)
令和2年4月27日	・「<u>顔・V I O含む全身脱毛62部位が</u>」 ・「<u>月額1,409円</u>」 ・「最短3カ月で脱毛完了」 ・「とにかく<u>安い!</u>」 ・「<u>62部位の全身脱毛1,409円</u>」 ・「恋肌なら3カ月で脱毛完了」 ・「3ヶ月で<u>卒業!</u>」 ・「<u>恋肌は卒業まで最速!!</u>」
令和2年9月1日	・「全身脱毛顔・V I O含む62部位」 ・「最短3カ月で脱毛完了」 ・「<u>月額¥1,409</u>」 ・「とにかく<u>安い!</u>」 ・「<u>62部位の全身脱毛1,409円</u>」 ・「恋肌なら3カ月で脱毛完了」 ・「3ヶ月で<u>卒業!</u>」 ・「<u>恋肌は卒業まで最速!!</u>」
令和2年10月16日	・「全身脱毛顔・V I O含む62部位」 ・「最短3カ月で脱毛卒業?！」 ・「<u>月額¥1,409~</u>」 ・「とにかく<u>安い!</u>」 ・「<u>62部位の全身脱毛1,409円~</u>」 ・「恋肌なら3カ月で脱毛卒業?！」 ・「3ヶ月で<u>卒業?!</u>」 ・「<u>恋肌は卒業まで超速!!</u>」
令和2年11月4日	・「顔・V I O含む全身脱毛62部位が」 ・「最短3カ月で脱毛卒業?！」 ・「月額1,409円~」 ・「とにかく<u>安い!</u>」 ・「<u>62部位の全身脱毛1,409円~</u>」 ・「恋肌なら3カ月で脱毛卒業?！」

	・「3ヶ月で卒業？」 ・「<u>恋肌は卒業まで超速！！</u>」
--	---

別表 2

表示日	表示内容
令和2年3月26日	・「顔・V I Oもできちゃう♪」 ・「月額1, 409円で」 ・「全身脱毛62部位が最短3ヶ月で脱毛完了」 ・「全身62部位月額1, 409円」 ・「キレミカなら、最短3ヵ月で卒業できる！」 (別紙2)
令和2年10月16日	・「月額1, 409円～」 ・「顔・V I Oもできちゃう♪」 ・「全身脱毛62部位」 ・「最短3ヵ月で脱毛卒業?!」 ・「全身62部位月額1, 409円」 ・「キレミカなら、最短3ヵ月で卒業できる?!」



キャンペーン情報

Campaign

のりかえ割

額去50,000円割引！

お友だち紹介

お友だちを紹介するだけで
20,000円もらえる！

学割

学生なら全身脱毛が
10%OFF！

3ヵ月完了プラン

顔・VIOを含む全身脱毛62部位
月額1,409円※1
最短3ヵ月で脱毛完了※キャンペーンによっては学割なく終了する場合がございますので、ご了承ください。
※割引は併用できない場合がございます。

恋肌の8つのポイント

Points

point
32週間に1回通えるから
最短仕上がり◎

サロン	恋肌	サロンA	サロンB
来店可能頻度	2週間	2ヵ月	3ヵ月
全身 ツルスベまで	3ヵ月	1年5ヵ月	3年

驚きの3ヵ月卒業が可能!?

恋肌は脱毛卒業まで最速！驚きの3ヵ月卒業が可能です！



恋肌の2つの自慢

Pride

proud,

とにかく 安い！

62部位の全身脱毛 1,409円^{※1}

サロン	恋肌	サロンA	サロンB
来店可能頻度	2週間	1ヵ月半	1ヵ月
全身 ツルスベまで	3ヵ月	4ヵ月	3ヵ月

※ お支払い方法により施設ベースが変わります。

恋肌なら
3ヵ月で脱毛完了

脱毛効果や仕上がりの早さ、メンバー様からのご紹介が多く、
また良い口コミをみて来店されるお客様が多いので高価な広告を必要としなくても集客ができるためです！
また、脱毛機の開発に携わっているため、高価な消耗品も安価に仕入れることができるためです。

proud,

3ヶ月で卒業!

恋肌は卒業まで最速!!

サロン	恋肌	サロンA	サロンB
来店可能頻度	2週間	2ヵ月	3ヵ月
全身 ツルスベまで	3ヵ月	1年5ヵ月	3年

古い脱毛機械では体に熱がこもるなどの現象が起きる事を理由に2~3ヶ月に1回しか通えないことが多いです。

しかし、恋肌では脱毛器メーカーと一緒に脱毛器を開発しているため、

他店ではできない脱毛機を使用することができ、体にも安全でかつ脱毛効果が非常に高く施術が可能です。

※お支払方法により施術ペースが変わります。



恋肌はお客様から絶大な信頼をいただいております!

①	脱毛効果がよいサロン	+
①	スタッフの脱毛技術の高さ	+
①	友だちに紹介したいサロン	+
①	通って後悔しないサロン	+
①	満足度が高いサロン	+

※ マイナビビューマンアンケート調べ：対象九州在住400人

pickup!

お客様からの声をご紹介します



痛くないしスタッフの方が気さくで話するのが楽しいです。

No.318 さん 春日原店



スタッフの方の対応がとても丁寧です。脱毛の効果がバッチリです。

No.317 さん 梅田プレミアム店

もっと見る

※ 個人の感想であり、効果・性能を保証するものではありません。

もっと見る



※個人の感想であり、技術・技能を保証するものではありません。

guest info

有名人 も多数ご来店!!

 さん	2020年11月29日	 さん	2020年11月27日
♪グラビア女優として活躍後、タレントとしてマルチにご活躍されている さんがご来店されました♪ これからも恋肌（こいはだ）を宜しくお願い致します♪		♪読者モデルとしてご活躍されるとともに一児の母でもあります、女性からの支持を集めている さんがご来店されました♪ これからも恋肌（こいはだ）を宜しくお願い致します♪	

もっと見る



恋肌の全国SHOPデータ

各エリア に展開中!!

関東	+
近畿	+
北海道・東北	+
中部	+
中国・四国	+
九州・沖縄	+

よくあるご質問

恋肌では脱毛に痛みはありますか？



A

日本人の肌に合わせた特注国産脱毛器を使用するので、痛くないのにスゴ抜け！

今までの脱毛器はゴムではじいたような痛みがひどく、途中で通うのをあきらめる方も多く聞きます。恋肌では日本人の肌に合った最新の純国産脱毛器を使用しますので、ほとんど痛みを感じることはありません。施術中は眠ってしまう方もいらっしゃるほどです。

恋肌の脱毛が安いのはなぜですか？



恋肌では支払い方法はありますか？



恋肌では無理な勧誘がないって本当ですか？



恋肌のドクターサポートとは何ですか？



脱毛までの流れ



STEP.1

カウンセリング

気になるところを聞いて、脱毛の内容や料金を説明させていただきます。個人ごとに異なる肌質や、ホルモンバランスのくずれ、アトピー疾患の有無や内服薬など、体調についてもしっかりチェックします。



STEP.2

パッチテスト

お肌に光アレルギーなど無いかテスト照射を行います。痛みを感じないことに驚かれる方も。



STEP.3

準備

毛の確認と肌の水分量を測り、その人に合った光レベルを設定。ローションをたっぷりぬって、お肌の冷却と保温を行います。
(もちろんローション代はかかりません)



STEP.4

脱毛開始

脱毛器のヘッドが冷えていることを確認して光を照射。痛みも無く両ワキなら3分というスピード施術で終了します。美肌効果の高いローションをお肌になじませて完了です。

インフォメーション

2020年12月1日

「全身脱毛DX」様にご紹介をいただきました。

2020年11月7日

【第28回・恋しよう！キャンペーン 当選者発表】

★今回もたくさんのご応募ありがとうございました♪

【10万円分の旅行券（2名様）】

- ・郡山店 P265KYM 様
- ・高知店 P1234KC 様

【バランスサポートサプリ（10名様）】

- ・天王寺店 P2953TJ 様
- ・なんば店 P2207NMB 様
- ・宮崎店 P3374M 様
- ・渋谷店 P2775SY 様
- ・宇都宮店 P1150UT 様
- ・長崎店 P4365NG 様
- ・立川店 P2309TK 様
- ・四日市店 P1671YK 様
- ・岡崎店 P824AC 様
- ・名古屋駅前店 P2668MEK 様

※会員番号の見間違い等にご注意ください

当選された方には、店舗スタッフ、または福岡コールセンターよりお知らせさせていただきます。

2020年10月31日

【川越店オープンのご案内】

★お待たせいたしました！「恋肌（こいはだ）川越店」が10/31(土)オープンしました♪

住所：〒350-1122 埼玉県川越市脇田町17-3 JOY09ビル8館4階

予約電話：049-298-5785

皆さまのご来店をスタッフ一同、心よりお待ちしております♪

2020年10月23日

皆さまのご来店をスタッフ一同、心よりお待ちしております♪

2020年10月23日

10月24日(土)名古屋駅前店は、名古屋駅前プレミアム店に移転・リニューアルいたします。
スタッフ一同新しいサロンにてお待ちしております。今後ともよろしくお願いいたします。

【新住所】

店名 名古屋駅前プレミアム店
〒450-0002
愛知県名古屋市中村区名駅3-23-7
ダイヤモンドウェイ8F
TEL:052-526-9488

GoogleMap

【ご注意】

現在、諸事由により、店舗看板が「エミナルクリニック名古屋院」となっておりますが「恋肌名古屋駅前プレミアム店」として営業を行っておりますので、そのままにお入りください。

【恋肌の公式LINEアカウントのお知らせ】

平素より恋肌をご愛顧いただき、誠にありがとうございます。恋肌の公式LINEアカウントがスタートします。連携いただくと、お客様とLINEメッセージの送受信ができるだけでなく、LINEから施術のご予約をお取りいただけるようになります。

予約変更、キャンセルもできます。さらに、処理が完了するとメッセージが届きますので、予約状況の確認も簡単にできるようになります。

近日中に予約ページのデザイン変更も予定していますので、今後ともよろしくお願いいたします。

もっと見る

脱毛特集コラム

顔脱毛	おでこ脱毛	鼻脱毛	頬脱毛
あご・あご下脱毛	フェイスライン脱毛	うなじ(後頭)脱毛	肩脱毛
わき脱毛	腋脱毛	肘上脱毛	肘下脱毛
手の甲・指脱毛	乳輪(乳)脱毛	腰脱毛	へそ下・へそ回り脱毛
背中脱毛	お尻(ヒップ)脱毛	トライアングル脱毛	VIO(ハイジニーナ)脱毛
Vライン脱毛	Iライン脱毛	Oライン脱毛	太もも脱毛
ひざ脱毛	ひざ下脱毛	脚脱毛	足の甲・指脱毛

新規カウンセリング専用ダイヤル: 0120-133-776 10:00~21:00 (年末年始などを除く)

※ 価格は全て税別表記です。
※1-3回パック(¥8,300円)を6回払いにてご契約頂いた場合の3回目は無料のお支払いです。
(現金2,182円、和信支払い1,466円となります。)

\\ Follow me //



TOP

料金・メニュー・キャンペーン

- ・恋肌の3ヵ月卒業プラン
- ・恋肌のバックプラン
- ・恋肌の予約プラン
- ・お友だち紹介
- ・のりかえ割
- ・未成年院費割
- ・医師承認書

お客様の声

恋肌コラム

Q&A

お問い合わせ

マイページ

会社概要・プライバシーポリシー

スタッフ募集

脱毛ビジネス始めてみませんか?

エステスクール

サイトマップ

提携クリニックの公式サイトへ

恋肌の店舗紹介

関東

- ・東京都
- ・神奈川県
- ・千葉県
- ・埼玉県
- ・栃木県
- ・群馬県
- ・茨城県

近畿

- ・大阪府
- ・京都府
- ・兵庫県
- ・滋賀県

北海道・東北

- ・北海道
- ・青森県
- ・岩手県
- ・宮城県
- ・秋田県
- ・福島県

中部

- ・愛知県
- ・静岡県
- ・岐阜県
- ・三重県
- ・石川県
- ・新潟県

中国・四国

- ・岡山県
- ・広島県
- ・山口県
- ・鳥取県
- ・香川県
- ・愛媛県
- ・高知県

九州・沖縄

- ・福岡県
- ・佐賀県
- ・長崎県
- ・熊本県
- ・大分県
- ・宮崎県
- ・鹿児島県
- ・沖縄県

顔・VIOもできちゃう♪

月額 **1,409円** で

全身脱毛 **62部位** が

最短 **3ヶ月** で **脱毛完了**

無料カウンセリングはコチラから

キレミカ

キレミカの魅力

キレミカの脱毛とは?

キレミカ料金・料金

Q&A

サロン一覧

お問い合わせ

無料カウンセリング予約

※新型コロナウイルスに関するお知らせ

キレミカの こだわり 3 ポイント

Point1

低料金での脱毛

キレミカは業界最低価格を
根拠に低価格を実現!



Point2

勧誘の排除

強固な意思や優れない契約を結
ぶなどは一切ありません!



Point3

明確な料金設定

表示してある料金以外に
一切必要ございません!



WEBで
かんたん予約

カウンセリング無料

お申し込みはコチラから

twitter

「脱毛 脱毛サロン」検索結果 - 1,071件
「脱毛」に関するツイートがここから見えます。
脱毛サロン選びの参考にしてください。
脱毛サロン選びの参考にしてください。
脱毛サロン選びの参考にしてください。
脱毛サロン選びの参考にしてください。

キレミカの 魅力

魅力その1 効果が高い!

キレミカでは、脱毛レーザーと光脱毛を併用しているため、他の脱毛サロンでは得ることのできない効果的な脱毛を実現しています。だから体にも安全で効果が高いのです。

魅力その2 コラーゲン美肌脱毛!

キレミカの脱毛は、脱毛の効果だけではなく脱毛しながら肌のコラーゲンを再生し、美肌に導く、コラーゲン美肌脱毛を実現。

自己修復の働きから肌荒れを防ぐだけでなく、毛穴も小さく目立たなくなり、お肌のシミを改善し、きめ細かい美肌になっていきます。さらに、脱毛後は保湿効果も高く、美肌効果の高いスキンケアを無料でたっぷり使ってもらえます。

魅力その3 技術が高い!

キレミカでは、高度な技術を有したスタッフや、オペレーターが脱毛するので、肌のダメージが少なく、痛みには配慮がとれます。

魅力その4 価格が安い!

広告費をおまわり回して低価格を実現しています。脱毛サロンで一番の経費は広告費です。クライアントさんを使ったテレビCMなどは、知名度を上げるには大変効果がありますが、大変高価な経費になってしまいます。ですからその分、お客様が支払う料金に上乗せしなければならぬ全身脱毛の価格が高くなってしまっているのです。お客様がその広告費を払っているというわけです。

キレミカでは無駄な広告費を抑えて、効果の向上と価格の安さからに集客が最大のメインなので低価格で提供することが可能です。価格が安いのは、効果が悪いからではありません。無駄な広告費を使っていないから安くできるのです。

魅力その5 予約が取りやすい!

予約が取りにくいサロンは、契約したお客様の満足度、無駄な広告費を使っているため、新規のお客様を獲得しにくいです。また、キャンセルはそれに伴って、営業が行き届かなくなりスタッフ不足の傾向にあります。

キレミカではお申し込みの手続きを案内する上場企業に依頼し、新規のお客様を獲得するよう努力を怠りません。

キレミカの全身脱毛

顔・VIOもできちゃう♪

月額 **1,409円** で

全身脱毛 **62部位** が

3ヶ月 で **脱毛完了**

月額1,409円

お友達を紹介するだけで
20,000円 もらえる!

キレミカの脱毛とは?

脱毛の種類ごとの違い
を詳しく解説!

Q&A

キレミカ以外で
脱毛しているかたへ

のりかえ割

最大 **50,000円**

サロン一覧

- 北海道・東北エリア
- 関東エリア
- 中部・甲信・東海エリア
- 近畿エリア
- 中国・四国エリア
- 九州エリア

脱毛が得意なあなたへ!

全身脱毛 **62** 部位

生えたら
オトワレ

10%OFF!!

キレミカの 8 つのポイント

痛みは？肌への影響は？どのくらいでツルスベに？お得？



無料トライアル
無料♪



脱毛器が
日本人向け！



2週間に1回で
最短半年！



web予約は
24時間OK♪



施術の痛みは
全くナシ♪



業界最大級！
全身62部位！



安心・安全の
返金システム！



充実のサポートで
安心脱毛♪

料金&メニュー

希望に合わせて選べる！

顔・VIO含む全身脱毛

全身62部位

月額 1,409円

キレミカなら、最短3ヵ月で卒業できる！

全身から
選べる34部位

月額 909円

月額1,000円以下で脱毛に通える！

全身62部位

6回コース 99,800円

2週間に全身全部1回でできる！(初回のみ)

※本プランは全て初回です。お支払い方法は、月額コースが基本となります。
※1 3回/ヶ月 (36,300円) を6回分としてお支払い。1ヵ月毎に2週間隔の施術となります。
※2 3回/ヶ月 (36,300円) を6回分としてお支払い。1ヵ月毎に2週間隔の施術となります。
(※3 3回/ヶ月 (36,300円) を6回分としてお支払い。1ヵ月毎に2週間隔の施術となります。)

脱毛の部位と流れ

顔・VIO含む全身脱毛 62部位

頭部



おでこ
髪
顔上
顔下
首上
首下
首後上
首後下

上半身



両腕
両脇
両肩甲骨
両肩
両肘
両手首
両手
両指

肩・腕・手



下半身



INFORMATION

キレミカ新着情報

お問い合わせ

お問い合わせ

○ 不当景品類及び不当表示防止法（抜粋）

（昭和三十七年法律第百三十四号）

（目的）

第一条 この法律は、商品及び役務の取引に関連する不当な景品類及び表示による顧客の誘引を防止するため、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれのある行為の制限及び禁止について定めることにより、一般消費者の利益を保護することを目的とする。

（不当な表示の禁止）

第五条 事業者は、自己の供給する商品又は役務の取引について、次の各号のいずれかに該当する表示をしてはならない。

- 一 商品又は役務の品質、規格その他の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示し、又は事実と相違して当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも著しく優良であると示す表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められるもの
- 二 商品又は役務の価格その他の取引条件について、実際のもの又は当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認される表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められるもの
- 三 前二号に掲げるもののほか、商品又は役務の取引に関する事項について一般消費者に誤認されるおそれがある表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認めて内閣総理大臣が指定するもの

（措置命令）

第七条 内閣総理大臣は、第四条の規定による制限若しくは禁止又は第五条の規定に違反する行為があるときは、当該事業者に対し、その行為の差止め若しくはその行為が再び行われることを防止するために必要な事項又はこれらの実施に関連する公示その他必要な事項を命ずることができる。その命令は、当該違反行為が既になくなっている場合においても、次に掲げる者に対し、することができる。

- 一 当該違反行為をした事業者
- 二 当該違反行為をした事業者が法人である場合において、当該法人が合併により消滅したときにおける合併後存続し、又は合併により設立された法人
- 三 当該違反行為をした事業者が法人である場合において、当該法人から分割により当該違反行為に係る事業の全部又は一部を承継した法人
- 四 当該違反行為をした事業者から当該違反行為に係る事業の全部又は一部を譲り受けた事業者

2 （省略）

（報告の徴収及び立入検査等）

第二十九条 内閣総理大臣は、第七条第一項の規定による命令、課徴金納付命令又は前条第一項の規定による勧告を行うため必要があると認めるときは、当該事業者若しくはその者とその事業に関して関係のある事業者に対し、その業務若しくは財産に関して報告をさせ、若しくは帳簿書類その他の物件の提出を命じ、又はその職員に、当該事業者若しくはその者とその事業に関して関係のある事業者の事務所、事業所その他その事業を行う場所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2～3 （省略）

（権限の委任等）

第三十三条 内閣総理大臣は、この法律による権限（政令で定めるものを除く。）を消費者庁長官に委任する。

2 消費者庁長官は、政令で定めるところにより、前項の規定により委任された権限の一部を公正取引委員会に委任することができる。

3 （省略）

4 公正取引委員会、事業者の事業を所管する大臣又は金融庁長官は、前二項の規定により委任された権限を行使したときは、政令で定めるところにより、その結果について消費者庁長官に報告するものとする。

5～11 （省略）

○ 不当景品類及び不当表示防止法施行令（抜粋）

（平成二十一年政令第二百十八号）

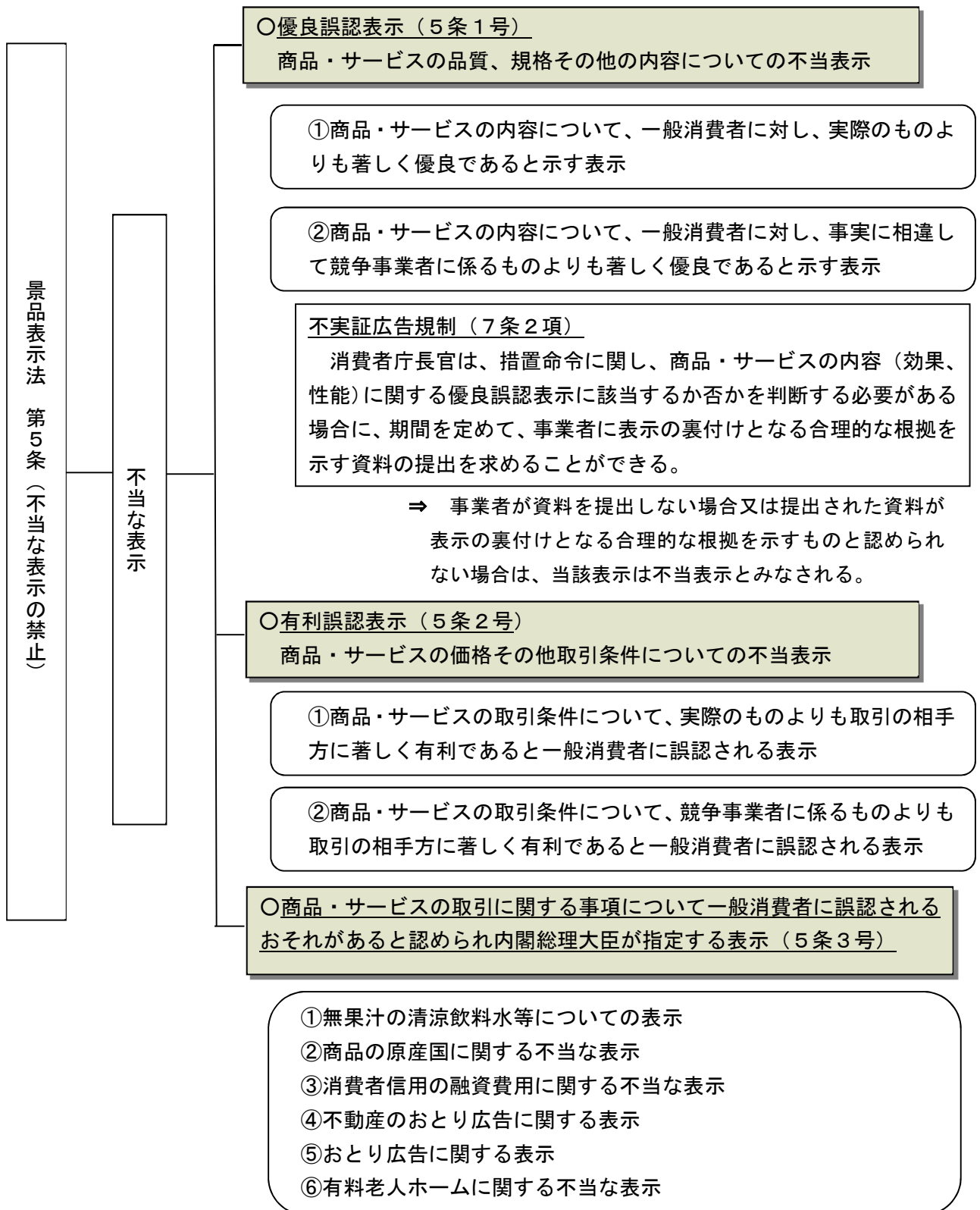
（消費者庁長官に委任されない権限）

第十四条 法第三十三条第一項の政令で定める権限は、法第二条第三項及び第四項、第三条第一項（消費者委員会からの意見の聴取に係る部分に限る。）及び第二項、第四条、第五条第三号、第六条第一項（消費者委員会からの意見の聴取に係る部分に限る。）及び第二項、第二十六条第二項並びに同条第三項及び第四項（これらの規定を同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による権限とする。

（公正取引委員会への権限の委任）

第十五条 法第三十三条第一項の規定により消費者庁長官に委任された権限のうち、法第二十九条第一項の規定による権限は、公正取引委員会に委任する。
ただし、消費者庁長官が自らその権限を行使することを妨げない。

景品表示法による表示規制の概要



※別添写しについては、添付を省略しています。

消表対第288号

令和4年3月3日

セブンエー美容株式会社

代表取締役 久田 拓儀 殿

消費者庁長官 伊藤 明子

(公印省略)

不当景品類及び不当表示防止法第7条第1項の規定に基づく措置命令

貴社は、貴社が運営する店舗（以下「直営店舗」という。）において又は貴社とフランチャイズ契約を締結する事業者が経営する店舗（以下「フランチャイズ店舗」という。）を通じて供給する全身のうち62部位を対象とする脱毛施術に係る役務（以下「本件役務」という。）の取引について、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号。以下「景品表示法」という。）第5条の規定により禁止されている同条第2号に該当する不当な表示を行っていたので、同法第7条第1項の規定に基づき、次のとおり命令する。

1 命令の内容

- (1) 貴社は、貴社が一般消費者に提供する本件役務に係る表示に関して、次に掲げる事項を速やかに一般消費者に周知徹底しなければならない。この周知徹底の方法については、あらかじめ、消費者庁長官の承認を受けなければならない。

ア 貴社は、本件役務を一般消費者に提供するに当たり、自社ウェブサイトにおいて、例えば、令和2年3月26日に、「顔・V I O含む全身脱毛62部位が月額1,409円」、「最短3カ月で脱毛完了」等と表示するなど、別表「表示日」欄記載の日に、同表「表示内容」欄記載のとおり表示することにより、あたかも、本件役務は最短3か月で62部位の脱毛が完了するものであって、3か月で62部位の脱毛が完了した場合の本件役務の対価の総額は4,227円であるかのように表示していたこと。

イ 実際には、3か月で62部位の脱毛が完了した場合であっても、本件役務の対価の総額は64,790円以上であったこと。

ウ 前記アの表示は、前記イのとおりであって、本件役務の取引条件について、実際のものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認される表示であり、景品表示法に違反するものであること。

- (2) 貴社は、今後、本件役務又はこれと同種の役務の取引に関し、前記(1)アの表示と同様の表示が行われることを防止するために必要な措置を講じ、これを貴社の役員及び従業員に周知徹底しなければならない。

- (3) 貴社は、今後、本件役務又はこれと同種の役務の取引に関し、前記(1)アの表示と同様の表示を行うことにより、当該役務の取引条件について、実際のものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認される表示をしてはならない。
- (4) 貴社は、前記(1)に基づいて行った周知徹底及び前記(2)に基づいてとった措置について、速やかに文書をもって消費者庁長官に報告しなければならない。

2 事実

- (1) セブンエー美容株式会社（以下「セブンエー美容」という。）は、福岡市中央区天神二丁目7番6号に本店を置き、本件役務を提供する店舗の経営事業等を営む事業者である。
- (2) セブンエー美容は、直営店舗において又はフランチャイズ店舗を通じて、本件役務を一般消費者に提供している。
- (3) セブンエー美容は、本件役務に係る自社ウェブサイトの表示内容を自ら決定している。
- (4)ア セブンエー美容は、本件役務を一般消費者に提供するに当たり、自社ウェブサイトにおいて、例えば、令和2年3月26日に、「顔・V I O含む全身脱毛62部位が月額1,409円」、「最短3カ月で脱毛完了」等と表示するなど、別表「表示日」欄記載の日に、同表「表示内容」欄記載のとおり表示することにより、あたかも、本件役務は最短3か月で62部位の脱毛が完了するものであって、3か月で62部位の脱毛が完了した場合の本件役務の対価の総額は4,227円であるかのように表示していた。
- イ 実際には、3か月で62部位の脱毛が完了した場合であっても、本件役務の対価の総額は64,790円以上であった。

3 法令の適用

前記事実によれば、セブンエー美容は、自己の供給する本件役務の取引に関し、本件役務の取引条件について、実際のものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認されるため、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められる表示をしていたものであり、この表示は、景品表示法第5条第2号に該当するものであって、かかる行為は、同条の規定に違反するものである。

4 法律に基づく教示

- (1) 行政不服審査法（平成26年法律第68号）第82条第1項の規定に基づく教示
この処分について不服がある場合には、行政不服審査法第2条、第4条及び第18条第1項の規定に基づき、正当な理由があるときを除き、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、書面により消費者庁長官に対し審査請求をする

ことができる。

(注) 行政不服審査法第18条第2項の規定により、正当な理由があるときを除き、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなる。

- (2) 行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第46条第1項の規定に基づく教示訴訟により、この処分の取消しを求める場合には、行政事件訴訟法第11条第1項及び第14条第1項の規定に基づき、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、国（代表者法務大臣）を被告として、この処分の取消しの訴えを提起することができる。

(注1) 行政事件訴訟法第14条第2項の規定により、正当な理由があるときを除き、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

(注2) 行政事件訴訟法第14条第3項の規定により、正当な理由があるときを除き、審査請求をして裁決があった場合には、この処分の取消しの訴えは、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。ただし、正当な理由があるときを除き、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

別表

表示日	表示内容
令和2年3月26日	・「顔・V I O含む全身脱毛62部位が月額1, 409円」 ・「最短3カ月で脱毛完了」 ・「とにかく安い！」 ・「62部位の全身脱毛1, 409円」 ・「恋肌なら3カ月で脱毛完了」 ・「3ヶ月で卒業！」 ・「恋肌は卒業まで最速！！」 (別添写し1)
令和2年4月27日	・「顔・V I O含む全身脱毛62部位が」 ・「月額1, 409円」 ・「最短3カ月で脱毛完了」 ・「とにかく安い！」 ・「62部位の全身脱毛1, 409円」 ・「恋肌なら3カ月で脱毛完了」 ・「3ヶ月で卒業！」 ・「恋肌は卒業まで最速！！」 (別添写し2)
令和2年9月1日	・「全身脱毛顔・V I O含む62部位」 ・「最短3カ月で脱毛完了」 ・「月額¥1, 409」 ・「とにかく安い！」 ・「62部位の全身脱毛1, 409円」 ・「恋肌なら3カ月で脱毛完了」 ・「3ヶ月で卒業！」 ・「恋肌は卒業まで最速！！」 (別添写し3)
令和2年10月16日	・「全身脱毛顔・V I O含む62部位」 ・「最短3カ月で脱毛卒業?!」 ・「月額¥1, 409～」 ・「とにかく安い！」 ・「62部位の全身脱毛1, 409円～」 ・「恋肌なら3カ月で脱毛卒業?!」 ・「3ヶ月で卒業?!」 ・「恋肌は卒業まで超速！！」 (別添写し4)

令和2年11月4日

- ・「顔・VIO含む全身脱毛62部位が」
- ・「最短3カ月で脱毛卒業?！」
- ・「月額1,409円～」
- ・「とにかく安い!」
- ・「62部位の全身脱毛1,409円～」
- ・「恋肌なら3カ月で脱毛卒業?!」
- ・「3ヶ月で卒業?！」
- ・「恋肌は卒業まで超速!!」

(別添写し5)

※別添写しについては、添付を省略しています。

消表対第289号

令和4年3月3日

株式会社ダイシン

代表取締役 久田 拓儀 殿

消費者庁長官 伊藤 明子

(公印省略)

不当景品類及び不当表示防止法第7条第1項の規定に基づく措置命令

貴社は、貴社が運営する店舗（以下「直営店舗」という。）において供給する全身のうち62部位を対象とする脱毛施術に係る役務（以下「本件役務」という。）の取引について、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号。以下「景品表示法」という。）第5条の規定により禁止されている同条第2号に該当する不当な表示を行っていたので、同法第7条第1項の規定に基づき、次のとおり命令する。

1 命令の内容

- (1) 貴社は、貴社が一般消費者に提供する本件役務に係る表示に関して、次に掲げる事項を速やかに一般消費者に周知徹底しなければならない。この周知徹底の方法については、あらかじめ、消費者庁長官の承認を受けなければならない。

ア 貴社は、本件役務を一般消費者に提供するに当たり、自社ウェブサイトにおいて、例えば、令和2年3月26日に、「顔・VIO含む全身脱毛62部位が月額1,409円」、「最短3カ月で脱毛完了」等と表示するなど、別表「表示日」欄記載の日に、同表「表示内容」欄記載のとおり表示することにより、あたかも、本件役務は最短3か月で62部位の脱毛が完了するものであって、3か月で62部位の脱毛が完了した場合の本件役務の対価の総額は4,227円であるかのように表示していたこと。

イ 実際には、3か月で62部位の脱毛が完了した場合であっても、本件役務の対価の総額は64,790円以上であったこと。

ウ 前記アの表示は、前記イのとおりであって、本件役務の取引条件について、実際のものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認される表示であり、景品表示法に違反するものであること。

- (2) 貴社は、今後、本件役務又はこれと同種の役務の取引に関し、前記(1)アの表示と同様の表示が行われることを防止するために必要な措置を講じ、これを貴社の役員及び従業員に周知徹底しなければならない。
- (3) 貴社は、今後、本件役務又はこれと同種の役務の取引に関し、前記(1)アの表示と同様

の表示を行うことにより、当該役務の取引条件について、実際のものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認される表示をしてはならない。

- (4) 貴社は、前記(1)に基づいて行った周知徹底及び前記(2)に基づいてとった措置について、速やかに文書をもって消費者庁長官に報告しなければならない。

2 事実

- (1) 株式会社ダイシン（以下「ダイシン」という。）は、福岡市中央区天神二丁目7番6号に本店を置き、本件役務を提供する店舗の経営事業等を営む事業者である。
- (2) ダイシンは、直営店舗において、本件役務を一般消費者に提供している。
- (3) ダイシンは、本件役務に係る自社ウェブサイトの表示内容を自ら決定している。
- (4)ア ダイシンは、本件役務を一般消費者に提供するに当たり、自社ウェブサイトにおいて、例えば、令和2年3月26日に、「顔・V I O含む全身脱毛62部位が月額1,409円」、「最短3カ月で脱毛完了」等と表示するなど、別表「表示日」欄記載の日に、同表「表示内容」欄記載のとおり表示することにより、あたかも、本件役務は最短3か月で62部位の脱毛が完了するものであって、3か月で62部位の脱毛が完了した場合の本件役務の対価の総額は4,227円であるかのように表示していた。
- イ 実際には、3か月で62部位の脱毛が完了した場合であっても、本件役務の対価の総額は64,790円以上であった。

3 法令の適用

前記事実によれば、ダイシンは、自己の供給する本件役務の取引に関し、本件役務の取引条件について、実際のものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認されるため、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められる表示をしていたものであり、この表示は、景品表示法第5条第2号に該当するものであって、かかる行為は、同条の規定に違反するものである。

4 法律に基づく教示

- (1) 行政不服審査法（平成26年法律第68号）第82条第1項の規定に基づく教示

この処分について不服がある場合には、行政不服審査法第2条、第4条及び第18条第1項の規定に基づき、正当な理由があるときを除き、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、書面により消費者庁長官に対し審査請求をすることができる。

(注) 行政不服審査法第18条第2項の規定により、正当な理由があるときを除き、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日
の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなる。

(2) 行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第46条第1項の規定に基づく教示
訴訟により、この処分の取消しを求める場合には、行政事件訴訟法第11条第1項及び第14条第1項の規定に基づき、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、国（代表者法務大臣）を被告として、この処分の取消しの訴えを提起することができる。

（注1）行政事件訴訟法第14条第2項の規定により、正当な理由があるときを除き、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

（注2）行政事件訴訟法第14条第3項の規定により、正当な理由があるときを除き、審査請求をして裁決があった場合には、この処分の取消しの訴えは、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。ただし、正当な理由があるときを除き、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなる

別表

表示日	表示内容
令和2年3月26日	・「顔・V I O含む全身脱毛62部位が月額1, 409円」 ・「最短3カ月で脱毛完了」 ・「とにかく安い！」 ・「62部位の全身脱毛1, 409円」 ・「恋肌なら3カ月で脱毛完了」 ・「3ヶ月で卒業！」 ・「恋肌は卒業まで最速！！」 (別添写し1)
令和2年4月27日	・「顔・V I O含む全身脱毛62部位が」 ・「月額1, 409円」 ・「最短3カ月で脱毛完了」 ・「とにかく安い！」 ・「62部位の全身脱毛1, 409円」 ・「恋肌なら3カ月で脱毛完了」 ・「3ヶ月で卒業！」 ・「恋肌は卒業まで最速！！」 (別添写し2)
令和2年9月1日	・「全身脱毛顔・V I O含む62部位」 ・「最短3カ月で脱毛完了」 ・「月額¥1, 409」 ・「とにかく安い！」 ・「62部位の全身脱毛1, 409円」 ・「恋肌なら3カ月で脱毛完了」 ・「3ヶ月で卒業！」 ・「恋肌は卒業まで最速！！」 (別添写し3)
令和2年10月16日	・「全身脱毛顔・V I O含む62部位」 ・「最短3カ月で脱毛卒業?!」 ・「月額¥1, 409～」 ・「とにかく安い！」 ・「62部位の全身脱毛1, 409円～」 ・「恋肌なら3カ月で脱毛卒業?!」 ・「3ヶ月で卒業?!」 ・「恋肌は卒業まで超速！！」 (別添写し4)

令和2年11月4日

- ・「顔・VIO含む全身脱毛62部位が」
- ・「最短3カ月で脱毛卒業?！」
- ・「月額1,409円～」
- ・「とにかく安い!」
- ・「62部位の全身脱毛1,409円～」
- ・「恋肌なら3カ月で脱毛卒業?!」
- ・「3ヶ月で卒業?！」
- ・「恋肌は卒業まで超速!!」

(別添写し5)

※別添写しについては、添付を省略しています。

消表対第290号

令和4年3月3日

株式会社エイチフォー

代表取締役 久田 章恵 殿

消費者庁長官 伊藤 明子

(公印省略)

不当景品類及び不当表示防止法第7条第1項の規定に基づく措置命令

貴社は、貴社とフランチャイズ契約を締結する事業者が経営する店舗（以下「フランチャイズ店舗」という。）を通じて供給する全身のうち62部位を対象とする脱毛施術に係る役務（以下「本件役務」という。）の取引について、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号。以下「景品表示法」という。）第5条の規定により禁止されている同条第2号に該当する不当な表示を行っていたので、同法第7条第1項の規定に基づき、次のとおり命令する。

1 命令の内容

- (1) 貴社は、貴社が一般消費者に提供する本件役務に係る表示に関して、次に掲げる事項を速やかに一般消費者に周知徹底しなければならない。この周知徹底の方法については、あらかじめ、消費者庁長官の承認を受けなければならない。

ア 貴社は、本件役務を一般消費者に提供するに当たり、自社ウェブサイトにおいて、例えば、令和2年3月26日に、「顔・VIOもできちゃう♪」、「月額1,409円で」、「全身脱毛62部位が最短3ヶ月で脱毛完了」等と表示するなど、別表「表示日」欄記載の日に、同表「表示内容」欄記載のとおり表示することにより、あたかも、本件役務は最短3か月で62部位の脱毛が完了するものであって、3か月で62部位の脱毛が完了した場合の本件役務の対価の総額は4,227円であるかのように表示していたこと。

イ 実際には、3か月で62部位の脱毛が完了した場合であっても、本件役務の対価の総額は64,790円以上であったこと。

ウ 前記アの表示は、前記イのとおりであって、本件役務の取引条件について、実際のものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認される表示であり、景品表示法に違反するものであること。

- (2) 貴社は、今後、本件役務又はこれと同種の役務の取引に関し、前記(1)アの表示と同様の表示が行われることを防止するために必要な措置を講じなければならない。

- (3) 貴社は、今後、本件役務又はこれと同種の役務の取引に関し、前記(1)アの表示と同様の表示を行うことにより、当該役務の取引条件について、実際のものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認される表示をしてはならない。
- (4) 貴社は、前記(1)に基づいて行った周知徹底及び前記(2)に基づいてとった措置について、速やかに文書をもって消費者庁長官に報告しなければならない。

2 事実

- (1) 株式会社エイチフォー（以下「エイチフォー」という。）は、福岡市中央区天神二丁目7番6号に本店を置き、同社とフランチャイズ契約を締結する事業者に対し、統一的方法により、統制、指導及び援助を行い、これらの対価として加盟者から金銭を収受する事業等を営む事業者である。
- (2) エイチフォーは、フランチャイズ店舗を通じて、本件役務を一般消費者に提供している。
- (3) エイチフォーは、本件役務に係る自社ウェブサイトの表示内容を自ら決定している。
- (4)ア エイチフォーは、本件役務を一般消費者に提供するに当たり、自社ウェブサイトにおいて、例えば、令和2年3月26日に、「顔・VIOもできちゃう♪」、「月額1,409円で」、「全身脱毛62部位が最短3ヶ月で脱毛完了」等と表示するなど、別表「表示日」欄記載の日に、同表「表示内容」欄記載のとおり表示することにより、あたかも、本件役務は最短3か月で62部位の脱毛が完了するものであって、3か月で62部位の脱毛が完了した場合の本件役務の対価の総額は4,227円であるかのように表示していた。
- イ 実際には、3か月で62部位の脱毛が完了した場合であっても、本件役務の対価の総額は64,790円以上であった。

3 法令の適用

前記事実によれば、エイチフォーは、自己の供給する本件役務の取引に関し、本件役務の取引条件について、実際のものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認されるため、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められる表示をしていたものであり、この表示は、景品表示法第5条第2号に該当するものであって、かかる行為は、同条の規定に違反するものである。

4 法律に基づく教示

- (1) 行政不服審査法（平成26年法律第68号）第82条第1項の規定に基づく教示
この処分について不服がある場合には、行政不服審査法第2条、第4条及び第18条第1項の規定に基づき、正当な理由があるときを除き、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、書面により消費者庁長官に対し審査請求をする

ことができる。

(注) 行政不服審査法第18条第2項の規定により、正当な理由があるときを除き、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなる。

- (2) 行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第46条第1項の規定に基づく教示訴訟により、この処分の取消しを求める場合には、行政事件訴訟法第11条第1項及び第14条第1項の規定に基づき、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、国（代表者法務大臣）を被告として、この処分の取消しの訴えを提起することができる。

(注1) 行政事件訴訟法第14条第2項の規定により、正当な理由があるときを除き、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

(注2) 行政事件訴訟法第14条第3項の規定により、正当な理由があるときを除き、審査請求をして裁決があった場合には、この処分の取消しの訴えは、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。ただし、正当な理由があるときを除き、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

別表

表示日	表示内容
令和2年3月26日	・「顔・VIOもできちゃう♪」 ・「月額1,409円で」 ・「全身脱毛62部位が最短3ヶ月で脱毛完了」 ・「全身62部位月額1,409円」 ・「キレミカなら、最短3ヵ月で卒業できる！」 (別添写し1)
令和2年10月16日	・「月額1,409円～」 ・「顔・VIOもできちゃう♪」 ・「全身脱毛62部位」 ・「最短3ヵ月で脱毛卒業?!」 ・「全身62部位月額1,409円」 ・「キレミカなら、最短3ヵ月で卒業できる?!」 (別添写し2)